



法務少年支援センター大分による 法教育授業



法務少年支援センター大分について

非行・犯罪問題の専門機関である「大分少年鑑別所」は、「法務少年支援センター大分」として、非行・犯罪に関する問題や、思春期の子供たちの行動理解等に関する知識・ノウハウを活用して、児童福祉機関、学校・教育関係機関、NPO等の民間団体等、青少年の健全育成に携わる関係機関などの皆さまと連携を図りながら、地域における非行・犯罪の防止に関する活動の支援などに取り組んでいます。

法教育授業

法教育とは、一般の方々が、法や司法制度、これらの基礎となっている価値観を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育です。
児童・生徒への出張授業（いわゆる「出前授業」）を行うほか、教員の方への研修もお受けしています。

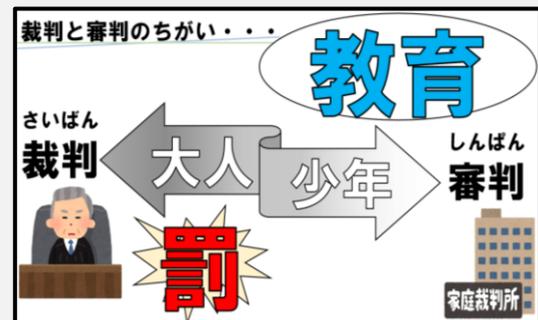
授業担当者

法教育を担当する講師は、大分少年鑑別所で勤務する法務教官や法務技官と呼ばれる国家公務員です。少年院や刑務所で、非行少年や受刑者を指導した経験がある矯正教育の専門家です。

主な授業内容

- 法律と犯罪
法律の意味や犯罪の実態を説明します。
- 少年法制
少年が事件を起こした後の司法手続きについて、成人と比較しながらその特徴を説明します。
- 犯罪防止の心構え
犯罪につながりやすい特徴や犯罪に近づかない心構えを説明します。
- 身近な危険
社会生活での身近な危険について説明し、危機意識を高めます。

このような資料を使います。

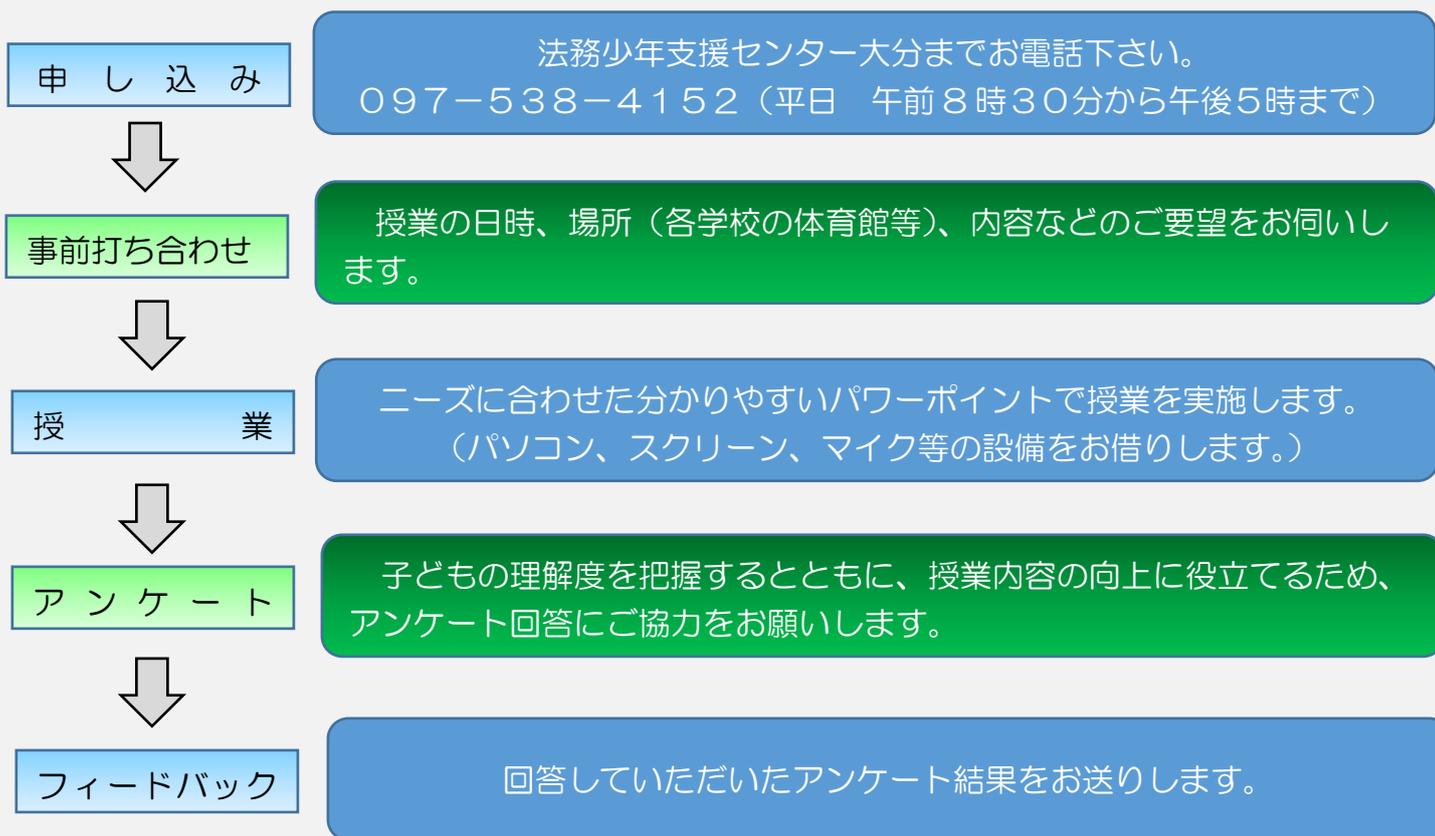


法務少年支援センター大分（大分少年鑑別所）

☎097—538—4152

〒870-0016 大分市新川町1-5-28

申し込みから実施までの流れ



法務少年支援センター大分は、地域の子どもたちが、犯罪の被害者、加害者にならないことを願って活動しています。「法教育授業」で法的な考え方に触れることで、社会、学校、家庭でのルールを守ることの大切さを考えたり、学校の先生方の指導・助言の意味を考えたりする「きっかけ」となるよう、ぜひ、お役に立ちたいと考えています。

- 小・中・高校生すべてに対応！
- 時間の短縮、延長も可能！
- 窃盗、暴力、薬物をはじめ、SNS、いじめ、交通に関する事など、ご要望に合わせたものを準備します。



こんなニーズにも

お応えします。

全国における『法教育等』の実績

全国に52庁ある法務少年支援センター（少年鑑別所）が、令和4年に実施した『地域社会における非行・犯罪の防止に関する活動の支援』件数は9,409件であり、そのうち学校など教育関係機関からの依頼による法教育等の実施件数が3,117件と、全体の約3分の1を占めています。

※令和5年版「犯罪白書」より引用